



▲税金の滞納で車が差し押さえられることも

糟屋・宗像地区合同公売会 in福津を開催します

福津市、宗像市、古賀市、篠栗町が合同で、市税などの滞納処分で差し押さえた財産を、入札で売却する公売会を開催します。今回の公売会も、電器製品や生活雑貨など、160品を出品予定です。落札価格は皆さんが決めます。欲しいものが安く手に入るかもしれません。事前申し込みも必要ありません。お問い合わせの上、御来場ください。

公売会の目的

公売会を開催する目的は大きく二つあります。一つ目は、差し押さえた物件を売却することで、市税等の滞納額を減らすことです。

二つ目は、税金を滞納すると物件を差し押さえられ、それらが換価されて滞納税に充当されることを、市民の皆さんに理解してもらうことです。



▲入札前の物件確認

日時 1月30日(土) 午後2時開場 ※早まる場合があります。

場所 イオンモール福津2階イオンホール

公売方法 入札

必要なもの 購入代金、印鑑(法人の場合は代表印)、本人確認書類(運転免許証や個人番号カードなど)※代理人が入札する場合は委任状が必要です。

問い合わせ 市収納課(福間庁舎) ☎43・8119

公売会の流れ

物品確認

入札前に物件の状態や最低見積価格などを確認します。

入札

用紙に金額を記入し入札箱に入れます。
※最低見積価格以上の金額を記入してください。

開札

最高額をつけた人が落札者です。最高入札者が複数の場合は、その人たちだけで再度入札を行います。

物品受渡

期限までに代金を支払い、物品を受け取ります。支払い後は返品できません。

税金は納期限内納付が大原則 滞納は許されません!

納税は義務だと知っていますか

日本国憲法第30条には納税の義務が定められています。税は市民の皆さんで公平に負担すべきものです。今後も市収納課は、毅然とした態度で滞納処分に取り組みます。

滞納整理をします

税金が滞納されると、市収納課は「滞納整理」を進めていきます。また、滞納整理の最中も、法律の定めにより年利9・1パーセントの「延滞金」が加算されていきます。最終的にあなたの財産が公売にかけられることもあります。税金は納期限内納付が大原則です。今後も市民の皆さんの御協力をお願いします。

年利9.1パーセントの延滞金が加算

納期限

督促状発送

財産調査
搜索

財産の
差し押え

不動産(家、土地)、
動産、自動車、給与、
年金、預貯金、現金、
生命保険など
※事前連絡をしません

取り立て
換価
(公売)

滞納税へ充当